

すいさんちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう つぎ
水産庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のよ
うに定める。

へいせい ねん がつ にち
平成27年11月26日
すいさんちょうちょうかん さとう かずお
水産庁長官 佐藤 一雄

すいさんちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう
水産庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

もくてき
(目的)

だい じょう くんれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん
第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年
ほうりつだい ごう い か ほう だい じょうだい こう きてい もと しょうがい りゆう
法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由
とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「
きほんほうしん そく ほうだい じょう きてい じこう かん すいさんちょう しょくいん
基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、水産庁の職員
（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする
。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい もと じ む また じぎょう おこな あ
第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当た
り、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含
む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）をいう。以下
おな りゆう しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた
同じ。）を理由として障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は
しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい い か おな もの ふとう
社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当
な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。こ
れに当たり、職員は、別紙第1から第3までに定める留意事項に留意するものとする
。

べっしちゅう のぞ きさい ないよう しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつ
なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、障害者基本法（昭和45年法律
だい ごう きほんてき りねんおよ ほう もくてき ふ と く のぞ
第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれ
ることを意味する（次条において同じ。）。
い み じじょう おな

ごうりてきはいりょ ていきよう
(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。なお、職員は、別紙第4から第6までに定める留意事項に留意するものとする。

かんとくしゃ せきむ
(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長以上の職（水産庁長官がこれに準ずると認める職を含む。）の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談又は苦情の申出等があった場合には、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合には、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしよぶんとう
(懲戒処分等)

第5条 職員が障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返す場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等につされることがある。

そうだんたいせい せい び
(相談体制の整備)

だい じょう しょくいん しょうがい り ゆう さ べつ かん しょうがいしゃおよ か ぞく
第6条 その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その

た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう つぎ かか そうだんまどぐち せつ ち
他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を設置する。

いち ぎよせい ぶ ぎよせいかちょう

一 漁政部漁政課長

に ぎよせい ぶ ぎよせい か かん り かん

二 漁政部漁政課管理官

さん ぎよせい ぶ ぎよせい か かちょう ほ さ じん じ はんおよ かん り はんたんとう

三 漁政部漁政課課長補佐（人事班及び管理班担当）

よん ぎよせい ぶ ぎよせい か ちょう し めい もの

四 漁政部漁政課長が指名する者

2 そうだんとう う ば あい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ たいめん
相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、

でんわ でん し くわ しょうがいしゃ はか さい ひつ
電話、ファックス、電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必

よう た よう しゅだん か のう はん い よう い たいおう
要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 だい こうかくごう かか そうだんまどぐち よ そうだんとう ぎよせい ぶ ぎよせい か しゅうやく そう
第1項各号に掲げる相談窓口に寄せられた相談等は、漁政部漁政課に集約し、相

だんしゃ はいりょ かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう はか い ご そうだんとう
談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等にお

かつよう
いて活用することとする。

4 だい こう きてい もと せつ ち そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ はか つと
第1項の規定に基づき設置する相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努める

ものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう ぎよせい ぶ ぎよせいか しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん はか しょくいん
第7条 漁政部漁政課は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に

たい ほう きほんほうしんとう しゅうち しょうがいしゃ はなし き き かい もう ひつよう
対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な

けんしゅう けいはつ おこな
研修・啓発を行うものとする。

2 あら しょくいん もの たい しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう かん き ほん
新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本

てき じ こう り かい あら かんとかしや しょくいん たい
的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、

しょうがい り ゆう さ べつ かいしょうとう かん もと やくわり り かい
障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため

けんしゅう おこな
に、それぞれ、研修を行うものとする。

3 ぜんこう けんしゅう ないよう かいすうとう しょうさい ぎよせい ぶ ぎよせい か ちょう さだ
前項の研修の内容、回数等の詳細は、漁政部漁政課長が定める。

4 しょくいん たい しょうがい とくせい り かい せいべつ ねんれいとう はいりょ
職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ

しょうがいしゃ てきせつ たいおう ひつよう かつようとう いしき けいはつ はか
障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図

るものとする。

ふ そく
附 則

く ん れ い へ い せ い ね ん が つ せ こ う
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく れ い わ ね ん が つ に ち づ す い さ ん ち ょ う く ん れ い だ い ご う
附 則（令和5年12月28日付け水産庁訓令第5号）

く ん れ い れ い わ ね ん が つ に ち せ こ う
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

すいさんちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう かか
水産庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係
りゆういじこう
る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい また かくしゅ
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス又は各種
き かい ていきよう きょひ ていきよう あ ばしょ じかんたい せいげん
機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、
しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん つ とう しょうがいしゃ けんりりえき
障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益
しんがい きんし くるまいす ほじょけん た しえんききとう りよう
を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や
かいじよもの つきそ とう しゃかいてきしょうへき かいしょう しゅだん りょうとう りゆう おこな
介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行わ
ふとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう
れる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は
ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう
、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇
とりあつか せっきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ
する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮
ていきよう しょうがいしゃ もの こと とりあつか およ ごうりてきはいりよ ていきようとう
の提供による障害者でない者との異なる取扱い及び合理的配慮を提供等するため
ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきようとう かくにん
に必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、
ふとう さべつてきとりあつか あ
は、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を問題となる事務
じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり あつか
・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこ
てん りゆうい ひつよう
とである点に留意する必要がある。

だい せいとう りゆう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス
かくしゅきかい ていきよう きょひ とりあつか きやっかんでき み せいとう もくてき もと おこな
や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行わ
れたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。水産庁においては、
せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう せいとう りゆう かくだいかいしゃく
正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈
ほう しゅし そこ こべつ じあん しょうがいしゃおよ だいさんしゃ
するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の
けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい ほうしとう すいさんちよう じむまた じぎょう
権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）、水産庁の事務又は事業
もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきよう おう そうごうてき きやっかん
の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観

てき はんだん ひつよう
的に判断することが必要である。

しょういん せいとう りゆう はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう ていねい せつめい
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明する
ものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が
たが あいて たちば そんちよう そうごりかい はか もと
、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

だい ふとう さべつてきとりあつか れい 第3 不当な差別的取扱いの例

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れいおよ せいとう
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な
りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい い か
理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおり
である。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限ら
れるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに
ぜんじゆつ かんてんとう ふ はんだん ひつよう せいとう りゆう ふとう
、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な
さべつてきとりあつか がいとう ばあい こうりてきはいりよ ていきよう もと ばあい
差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合に
べつと けんとう ひつよう りゆうい
は別途の検討が必要であることに留意する。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- しょうがい りゆう いちりつ まどぐちたいおう きよひ
障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう いちりつ たいおう じゆんじょ あとまわ
障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう いちりつ しょめん こうふ しりよう そうふ
障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの
ていきようとう こば しりようとう かん ひつよう せつめい はぶ
提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- しょうがい りゆう いちりつ せつめいかい とう しゅつせき こば
障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
。
- じむ じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう らいちよう
事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁
さい つ そ しゃ どうこう もと じょうけん つ とく ししよう
の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもか
しょうがい りゆう つ そ しゃ どうこう こば
わらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- しょうがい しゅるい ていど ていきよう ばめん ほんにん だいさんしゃ あんぜんせい
障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などに
こうりよ ばくぜん あんぜんじよう もんだい りゆう しせつりよう きよひ
ついて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- ぎようむ すいこう ししよう しょうがいしゃ もの こと ばしよ
業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での
たいおう おこな
対応を行う。
- しょうがい りゆう しょうがいしゃ たい ことばづか せつきゃく たいど
障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など
いちりつ せつぐう しつ さ
一律に接遇の質を下げる。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつかい がいとく かんが れい
(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

○ くるまいす りようしゃ たたみじ こしつ きぼう さい しきもの し とう たたみ ほご
車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するた
めに対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)

○ ぎょうせいてつづき おこな しょうがいしゃほんにん どうこう もの だいひつ さい ひつよう
行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要
な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の
手続の意思等を確認すること。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうわ ねんじょうやくだい ごう い か けんりじょうやく
障害者の権利に関する条約(昭和26年条約第1号。以下「権利条約」という
。) だい じょう ごうりてきはいりょ しょうがいしゃ ほか もの びょうどう き そ
第2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎と
して全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要
かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、
かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。
ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりょ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとう たい じ む
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務
・ じぎょう おこな あ こ こ ばめん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ
事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去
を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が
かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しゃかいてきしょうへき
過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁
の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、
しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん しゃかい さまざま
障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な
しょうへき あいたい しょう しゃかい かんが かつ
障壁と相対することによって生ずるもの(いわゆる「社会モデル」)との考え方
を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者
が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ
ごうりてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう
合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものとする。

2 ごうりてきはいりょ すいさんちょう じ む また じぎょう もくてき ないよう きのう て ひつよう
合理的配慮は、水産庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされ
る範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較にお
いて同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容
・ 機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たっ
てはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、
しゃかいてきしょうへき じょきよ しゅだんおよ ほうほう とうがいしょうがいしゃほんにん いこう そんちよう
社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重

しつづ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の
選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で
、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとって
の社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共
に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例
えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該
行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて
相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると
考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じ
て変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、
状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性
であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別
に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減
・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮
を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字
、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者
が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）
により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明
が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケー
ションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴
っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が
社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み
れば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働
きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物
のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境

の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的又は体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的な場面や状況に応じて異なり、多様な個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、あらゆる事業者が必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

- 段差がある場合には、車いす利用者のために携帯スロープを渡す。なお、
農林水産省本省庁舎（中央合同庁舎第1号館をいう。以下同じ。）本館と北別館
とを結ぶ渡り廊下部分の段差は構造上車いす利用を想定したスロープ設置は困難
なことから、必要に応じ1階玄関へ誘導する。
- 車いす利用者のために可能な限り配架棚の低い所にパンフレットを配架し又は
配架棚の高い所に配架されたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置
を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く又は前後
・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近
にする。
- 農林水産省本省庁舎の玄関に配置している車いすの利用を必要に応じて案内
する。
- 農林水産省本省庁舎内に設置されている多目的トイレを必要に応じて案内す
る。また、視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に
、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者
本人の希望に応じて同性の職員が案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が
困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動さ
せて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類
を押さえる、バインダー等の固定器具を提供する等を行う。
- 農林水産省本省庁舎内で災害や事故が発生した際、避難情報等の緊急情報を
聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、手書きのボード等を用いて、分かり
やすく案内し誘導を図る。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をして
しまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き
取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。
- 漁業取締船、漁業調査船などの一般公開に当たっては、障害者の来場を想定し
て、手伝いが必要な場合には申し出るよう案内を掲示した上で、必要に応じてサポ

一トする要員を配置する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩又は二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 水産庁ホームページにおいて、各コンテンツを一般的な音声読み上げに対応する措置を行うなど視覚障害者に配慮した情報発信を行う。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。

○ 立^たて^れつ^なら^{じゅんぱん}で^ま順^{ばあい}番^{しゅうい}を^{もの}待^りっ^{かい}て^えい^{じょう}る^{とうがい}る^{しょうがいしゃ}場^{じゅんぱん}合^くに^{べっしつ}、^{せき}周^{ようい}囲^いの^い者^いの^い理^い解^いを^い得^いた^い上^いで^い、^い当^い該^い障^い害^い者^いの^い順^い番^いが^い来^いる^いま^いで^い別^い室^いや^い席^いを^い用^い意^いす^いる^い。

○ スク^{しゅ}リ^わン、^{つう}手^{やく}話^{しや}通^{ばん}訳^{しやう}者^{とう}、^{ちか}板^{せき}書^い等^いが^いよ^いく^い見^いえ^いる^いよ^いう^いに^い、^いスク^いリ^いン^い等^いに^い近^いい^い席^いを^い確^{かく}保^ほす^いる^い。

○ 農^の林^{うりん}水^{すい}産^{さん}省^{しやう}本^{ほん}省^{しやう}庁^{ちやう}舎^{しや}の^{しき}敷^ち地^{ない}内^いに^いお^いて^い、^{しや}車^{しや}両^{りやう}乗^{じやう}降^{こう}場^ば所^{しよ}を^し施^せ設^つ出^で入^{いり}口^{ぐち}に^{ちか}近^ばい^{しよ}場^{しよ}所^いへ^い変^{へん}更^{こう}す^いる^い。

○ 農^の林^{うりん}水^{すい}産^{さん}省^{しやう}本^{ほん}省^{しやう}庁^{ちやう}舎^{しや}の^{しき}敷^ち地^{ない}内^いの^{ちゅう}駐^{しや}車^{じやう}場^{とう}等^いに^いお^いて^い、^{しょうがいしゃ}障^ら害^い者^いの^い来^い庁^いが^い多^た数^{すう}見^み込^こま^いれる^い場^い合^い、^ば通^{つう}常^{じやう}、^{しょうがいしゃ}障^い害^い者^い専^{せん}用^{よう}と^いさ^いれ^いて^いい^いない^い区^く画^{かく}を^い障^い害^い者^い専^{せん}用^{よう}の^く区^{かく}画^{へん}に^い変^{へん}更^{こう}す^いる^い。

○ 入^{にゅう}館^{かん}時^じに^いIC^いカ^いー^いド^いゲ^いー^いト^いを^い通^い過^いす^いる^いこ^いと^いが^い困^い難^いな^い場^い合^い、^い別^いル^いー^いト^いか^いら^いの^い入^{にゅう}館^{かん}を^い認^いめ^いる^い。

○ 他^た人^{にん}と^いの^い接^{せつ}触^{しよく}、^た多^{にん}人^{ずう}数^{なか}の^い中^いに^いる^いこ^いと^いに^いよ^いる^い緊^{きん}張^{ちやう}等^{とう}に^いよ^いり^い、^{ほつ}発^さ作^さ等^{とう}が^いあ^いる^い場^い合^いに^いは^い、^い当^い該^い障^い害^い者^いに^い説^い明^いの^い上^い、^い施^い設^いの^い状^い況^いに^い応^いじ^いて^い別^い室^いを^い準^い備^いす^いる^い。

○ 非^ひ公^{こう}表^{ひやう}又^{また}は^い未^み公^{こう}表^{ひやう}情^{じやう}報^{ほう}を^い扱^{あつか}う^い会^{かい}議^ぎ等^{とう}に^いお^いて^い、^{じやう}情^{ほう}報^{かん}管^り理^かに^い係^{たん}る^ぼ担^え保^いが^い得^いら^いれ^いる^いこ^いと^いを^い前^{ぜん}提^{てい}に^い、^い障^{しょう}害^{がい}の^いあ^いる^い委^い員^{いん}の^り理^{かい}解^{えん}を^い援^も助^{どう}す^いる^い者^いの^い同^い席^{みど}を^い認^いめ^いる^い。

また、合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}の^い提^{てい}供^{きやう}義^ぎ務^む違^{いはん}反^{がい}に^い該^い当^いす^いる^いこ^いと^いに^いよ^いる^い考^{かん}え^いら^いれ^いる^い例^{れい}及^いび^い該^い当^いし^いない^いと^い考^{かん}え^いら^いれ^いる^い例^{れい}と^いして^いは^い、^い次^{つぎ}の^いよ^いう^いな^いもの^いが^いあ^いる^い。

な^いお^い、^き記^{さい}載^いさ^いれ^いて^いい^いる^い内^{ない}容^{よう}は^いあ^いく^いま^いで^いも^い例^{れい}示^いで^いあ^いり^い、^い合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}の^い提^{てい}供^{きやう}義^ぎ務^む違^{いはん}反^{がい}に^い該^い当^いす^いる^いか^い否^{いな}か^いに^いつ^いて^いは^い、^い個^こ別^{べつ}の^い事^じ案^{あん}ご^いと^いに^い、^い前^{ぜん}述^{じゆつ}の^い観^{かん}点^{てん}等^{とう}を^い踏^ふま^いえ^いて^い判^{はん}断^{だん}す^いる^いこ^いと^いが^い必^ひ要^{よう}で^いあ^いる^いこ^いと^いに^い留^{りゅう}意^いす^いる^い。

(合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}の^い提^{てい}供^{きやう}義^ぎ務^む違^{いはん}反^{がい}に^い該^い当^いす^いる^いこ^いと^いに^いよ^いる^い考^{かん}え^いら^いれ^いる^い例^{れい})

○ 農^の林^{うりん}水^{すい}産^{さん}省^{しやう}水^{すい}産^{さん}系^{けい}技^ぎ術^{じゆつ}職^{しよく}員^{いん}採^{さい}用^{しやう}試^し験^{けん}等^いで^い補^{しょう}聴^き器^きを^い使^{しょう}用^いし^いて^いい^いる^い障^{しょう}害^{がい}者^いが^い受^{じゆ}験^{けん}す^いる^い際^いに^い、^{さい}試^し験^{けん}時^じ間^{かん}中^しに^い補^{しょう}聴^き器^きを^い外^しした^い際^いに^いは^い試^し験^{けん}官^{かん}の^し指^し示^じを^い紙^{かみ}で^い伝^{つた}え^いる^いこ^いと^いに^いよ^いり^い試^し験^{けん}の^い受^し験^{けん}が^い可^{かの}能^うと^いな^いる^いこ^いと^いに^いも^いか^いか^いわ^いら^いず^い、^い受^{じゆ}験^{けん}を^い断^{こと}る^いこ^いと^い。

○ イ^{かい}ベ^いン^いト^い会^い場^い内^いの^い移^い動^いに^い際^いして^い支^し援^{えん}を^い求^もめ^いる^い申^{もう}出^しが^いあ^いつ^いた^い場^い合^いに^い、^い「^い何^いか^いあ^いつ^いた^いら^い困^こる^い」^いと^いい^いう^い抽^{ちゅう}象^{しやう}的^{てき}な^い理^り由^いで^い具^ぐ体^{たい}的^{てき}な^い支^し援^{えん}の^い可^{かの}能^う性^{せい}を^い検^{けん}討^{とう}せ^いず^い、^い支^し援^{えん}を^い断^{こと}る^いこ^いと^い。

○ 電^{でん}話^わ利^り用^{りやう}が^い困^{こん}難^{なん}な^い障^{しょう}害^{がい}者^いか^いら^い電^{でん}話^わ以^い外^{がい}の^い手^{しゆ}段^{だん}に^いよ^いり^い各^{かく}種^{しゆ}手^{てつ}続^{づき}が^い行^{おこ}え^いる^いよ^いう^い対^{たい}応^{おう}を^い求^{もと}め^いら^いれ^いた^い場^い合^いに^い、^いマ^{じやう}ニ^いュ^いア^いル^い上^い、^い当^い該^い手^い続^いは^い利^り用^{りやう}者^{しや}本^{ほん}人^{にん}に^いよ^いる^い電^{でん}話^わの^いみ^いで^い手^{てつ}続^{づき}

かのう りゆう でんわ かい
可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介
した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出が
あった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由と
して、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することな
く、一律に介助者の同席を断ること。

- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーン
や板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の
座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断
ること。

ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ む はん かんが れい
(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を
断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点
)

- 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うこと
が困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた
場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の
提供を受けるためのものであることの観点)

- イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添
ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がい
ないことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)